

令和4年度 第1回 鶴岡市都市計画審議会（会議録）

○ 日 時

令和4年7月25日（月）午後3時から午後4時30分

○ 会 場

鶴岡市役所 6階 大会議室

○ 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介、定数報告
4. 協議
5. その他
6. 閉会

○ 出席委員

上木勝司委員（会長）、工藤博委員、菅井巖委員、富樫正毅委員、佐藤博幸委員、石塚慶委員、渋谷耕一委員、栗本直美委員、阿部俊夫委員、工藤久子委員、高野明委員（代理出席：酒田河川国道事務所副所長 岡本守氏）、山之内弘幸委員（代理出席：庄内森林管理署総括事務管理官 小林良則氏）、高山浩喜委員（代理出席：鶴岡警察署交通課長 志鎌大輔氏）、渡辺満委員、武田広幸委員（代理出席：山形県庄内総合支庁地域産業経済課長 高野義久氏）

○ 欠席委員

加藤捷男委員

○ 事務局

（鶴岡市）

建設部長、都市計画課長、土木課長、建築課長、都市計画課主幹、鼠ヶ関IC周辺施設整備推進室長、都市計画課公園緑地主査、都市計画課公園緑地主査、都市計画課都市計画係長、都市計画課都市計画専門員、都市計画課専門員（業務受託者）

早稲田大学教授（リモート出席）

（説明員）

山形県教育庁教育政策課

株式会社鈴木建築設計事務所

○ 公開・非公開
公開

○ 傍聴者の人数
3名

○ 概 要

1. 開会（進行：都市計画課長）

2. 挨拶（挨拶：建設部長）

3. 委員紹介、定数報告

4. 協議（議長：上木会長）

（1）協議

都市計画公園の変更について（説明：都市計画係長）

（会長）

市長より都市計画公園の変更について諮問があったもの。ご意見はいかがか。

（委員①）

市内に55ある街区公園の考え方を教えてもらいたい。

（公園緑地主査）

街区公園は、概ね500m四方を有する街区の範囲内に設置している。今回の公園は56番目、57番目となる。

（委員①）

街区公園の管理はどうなっているか

（公園緑地主査）

各町内会に管理を委託している。

（委員①）

そうすると今回の公園も同様か。

（公園緑地主査）

今回の公園がある街区にはまだ町内会組織がないので当面市直営で管理を行う予定である。

（委員①）

今回の公園はダイユーエイトの隣にあり、公園として位置付けて整備するわけだと思うが、道路の往来が激しいところであり、安全対策は今後考えていくということでよいか。

（都市計画課長）

今回の公園については、町内会組織がないので今のところは市直営で管理し

ていきたい。今後町内会組織ができてきたら管理区分などを相談していく。

今回の公園は既に整備中であり 9 月には完成する予定。安全対策は設計段階から十分に配慮している。

(委員②)

公園の名称について公募して決めていると思うが、だだちゃアリーナもそうなのだが、方言とはいえ、ある程度年齢も性別も特定されるような名称をこれだけ多様性が求められる中で公共施設に使用するのが妥当かどうかという意見がある。浸透するのには良いのかもしれないし、今回はバランスを取ったのかわからないが 2 つの公園の名称が対になっている状況で、この名称が本当に適当かどうかというのはもうちょっと配慮があってもよいのではないかと感じた。

公募をしたので応募があった中から選ぶという経緯もあったのかもしれないが、厳密に言えばなぜこっちが「あねちゃ」でこっちが「だだちゃ」なのか、理由があるのか。なぜ「あねちゃ」のほうが狭いのかなど、名称についての経緯について教えてもらいたい。

(会長)

公園の名称は審議事項ではないが、事務局で何かあるか。

(建設部長)

せっかくの機会なので説明したい。

(公園緑地主査)

7 月 4 日に選考委員会を開催している。応募作品は 36 組、2 つの公園が関連する名称ということ応募要件にした。

公園の形状としては 1 つはだだちゃ豆のような丘の地形となっていること、もう 1 つは窪んでいてクレーターのようになっているものである。応募の中に「だだちゃ広場・あねちゃ広場」という応募があり選考委員会で決定したものである。

なお、「だだちゃ」は商標登録されているが、権利者より口頭での了解は得ているが、改めて書面にて許諾の了解を求めているところである。

(委員③)

6 月 23 日と 28 日に一般説明会、7 月 6 日から 20 日にかけて案の縦覧が行われたようだが結果を教えてもらいたい。

(都市計画係長)

6 月 23 日は茅原地区組合の会議があり、組合員対象に説明会を行った。都市計画公園の変更、スケジュールを説明し、特段のご意見はなかった。

28 日は市ホームページで参加者を募集したが参加はなかった。

案の縦覧についても意見はなかった。

(会長)

都市計画公園の変更について異議ないか。

(委員一同、異議なし)

異議なしということで、本審議会承認された。

(2) 意見聴取

高度地区の特例について〔県立鶴岡北高等学校増築〕

(説明：都市計画課専門員、山形県教育庁教育政策課、株式会社鈴木建築設計事務所)

(会長)

都市計画高度地区の特例として本審議会の意見を聴いて市長が許可する制度がある。具体的には中高一貫校のための増築である。

(会長)

本件は増築という扱いでよいか。

(山形県教育庁教育政策課)

増築扱いとなる。

(委員④)

都市計画図に建ぺい率、容積率、高さ制限などが記載されているが、北高等学校の土地の制限は変わらないということか。

(都市計画課専門員)

当該地は第2種中高層住居専用地域であり、建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限15mとなる。用途地域の制限内容は変更されるものではなく、本件はあくまで特例として扱うものである。

(委員④)

制限内容は変わらないということで了解した。

(会長)

本審議会の意見として、本件は都市計画高度地区の許可による特例の規定第2項第2号に該当すると認められるということでよろしいか。

(委員一同、異議なし)

(会長)

本件は、景観審議会には説明しているか。

(都市計画課専門員)

7月1日開催の景観審議会において、情報提供ということで説明している。

(3) その他

(会長)

次の2案件は報告事項であり、意見・質問には応じていただくが、審議会としての意見集約はしない。

① 県立鶴岡南高等学校の増築工事について

(説明：山形県教育庁教育政策課、株式会社鈴木建築設計事務所)

(質問等なし)

② 鶴岡市景観計画の改定について〔中間報告〕

(説明：都市計画課主幹、都市計画課専門員、早稲田大学教授)

(委員⑤)

とてもわかりやすいシミュレーションで一般の方々にも伝わりやすいと感じた。視点場というものがいくつか紹介があったが、鶴岡市にはどのくらいあるのか、三雪橋は有名だが、どのくらいあって、どの場所にあるのか教えてもらいたい。

(早稲田大学教授)

山当てを簡単に言えば、街のいろいろなところから見える山の風景が素敵だよねということだと思う。今日お示ししたのは三雪橋だが、銀座通りからも見える。鶴岡公園の堀からも見える場所がある。市役所東側の道路も山当てとなっている。

(都市計画課専門員)

視点場と視対象には個人の想いがありたくさんあると思うが、市としては過去の景観賞などを基に、市ホームページの **Google** マップ上に表示して公開しているので後ほどご覧いただければと思う。

(委員⑤)

代表的なところを観光客や市民に簡単に案内できるように、ここから見ると鶴岡の景観として大事にしているんだよということがわかるようなパンフレットなど取組があるとよいと思う。

(都市計画課主幹)

仰るとおりで、一般の市民の方も、言われると確かに日頃親しんでいる風景だよねと。山が見えて良い景観だと感じることもあると思う。

景観というものを意識していただいて、そして市民お一人お一人から大事にさせていただき、その積み重ねが現在の鶴岡の景観を形作っていると思うし、これから守っていくことにつながると思うので、周知、**PR** は本当に大事だと考えている。

(委員⑤)

三雪橋の景観を大事にするとき、周辺環境整備も必要だと思う。インターロッキングの陥没や、雑草が繁茂している箇所が見受けられる。環境整備が追い付いていないようなのでぜひ行っていただきたい。

(会長)

ほか、よろしいか。では、これで本日の審議を終了したい。

5. その他

委員、事務局共に特になし。

6. 閉会（都市計画課長）

以上